

山元町空き家家財道具等 処分支援補助金



補助率

1/2

上限額

20万円

町内の空き家を有効活用し、移住・定住の促進による地域活性化を図るため、空き家を売却・賃貸する際に発生する家財道具等の処分費用の一部を補助します。

一戸建て空き家内の家財道具等を処分した場合 **最大20万円**

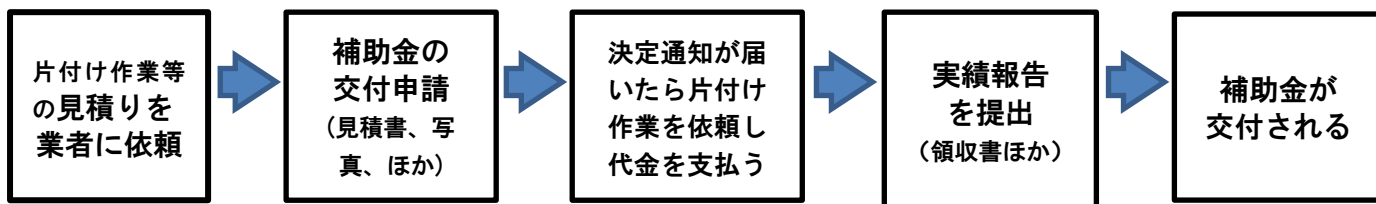
◎はじめに確認！補助を受けるには？

- 山元町空き家等活用情報提供事業（空き家バンク）に登録又は宅地建物取引業者との媒介契約を締結することが必要です。
 - 家財道具などを処分する前に、補助金の交付申請が必要です。
 - 申請年度内に事業を完了できることが条件です。
- ◎既に賃貸されている物件、賃貸借を目的として建築された物件は補助の対象外です。
また、解体を予定している物件、3親等以内の親族が入居を予定している物件も補助の対象外です。

※補助金の申請は、『片付け作業を行う前』に行うことが必要です。

その他の条件は裏面をご覧ください。

【手続きの流れ】



【事業の内容等】

<p>① 対象者</p>	<p>次の●全てに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ●山元町空き家等活用情報提供事業（空き家バンク）に登録した方 または宅地建物取引業者と空き家にかかる媒介契約を締結した方 ●公共料金等に滞納がない方 ●暴力団員等に関係する者でない方
<p>②補助対象 経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●空き家内にある家財道具等の運搬・処分経費 一般廃棄物収集運搬業者への運搬・処分委託費（収集運搬料金・ごみ処理手数料ほか） ●家財道具のうち、特定家庭用機器再商品化法に基づく処分経費 家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機）のリサイクル料金 ●家財道具等の運搬・処分と合わせて行う、ハウスクリーニング経費 ●家財道具等の運搬・処分と合わせて行う、敷地内の庭木剪定・処分経費 <p>◎業者に依頼して行う経費が対象となります。</p> <p>◎事業者によっては処理できない廃棄物がありますので、処分ができるか必ず確認してください。</p> <p>※一般廃棄物の処分及び町内の許可業者、清掃代行業者、造園業者などに関しては、山元町町民生活課生活班（問 0223-37-1112）までお問い合わせください。</p>
<p>③申請に必要な書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●山元町空き家家財道具等処分支援補助金交付申請書（様式第1号） ●山元町空き家等活用情報登録通知書の写し又は媒介契約書の写し ●誓約書兼同意書（様式第2号） ●公共料金の納入状況確認同意書 ●納税証明書（補助対象者が山元町外者の場合） ●補助対象経費に係る作業明細の分かる見積書等の写し ●家財処分前の現況写真 ●その他町長が必要と認める書類
<p>申請する際の 注意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●家財道具等を処分する前に、申請の手続きが必要です。 ●法令等を守って適切に処分できる業者に作業を依頼してください。

※手続きの詳細については、下記問い合わせ先へ電話又はホームページでご確認ください。



お問い合わせ先：山元町子育て定住推進課 子育て定住推進班
 〒989-2292 宮城県亘理郡山元町浅生原字作田山 32 番地
 TEL 0223-36-9835 FAX0223-37-4144
 E-mail kosodate.k@town.miyagi-yamamoto.lg.jp